

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
支部社屋塔屋・屋上シーリング打替ほか工事	日本赤十字社青森県支部 総務課 青森市長島1丁目3-1	令和4年10月5日	株式会社共立機工商会 青森市大字野木字野尻37-727	総額 2,490,000円	本件は、予定価格が250万円を超えない工事又は製造に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。